

## 条約第19条(1)に基づく説明書

請求の範囲第1、8、9項に対する補正は、出願時における請求の範囲第2項、明細書の段落0035、0037、0044、0046、0047、0049、0052～0057、0059、0060、0070～0074、及び0077、並びに、図1、図7A～図7C、図8A～図8C、及び図11A～図11D等の記載に基づくものである。

上記補正に伴い、補正前の請求の範囲第2項を削除すると共に、請求の範囲第3～7項において引用する請求項の項番を改めた。

請求の範囲第3項に対する補正は、出願時における明細書の段落0053～0057及び0060、並びに、図7A～図7C及び図8A～図8C等の記載に基づくものである。

請求の範囲第4項に対する補正は、出願時における明細書の段落0070～0074及び図11A～図11D等の記載に基づくものである。

上記補正により、本願発明が、共通の撮影地点において互いに異なる方向を撮影することにより取得された複数の画像の各々に、共通の点を中心とする天球面上の座標を割り当てると共に、複数の画像のうち、画像内の一部に天球面上の同一の座標が割り当てられた領域を有する2つの画像を、該領域において所定の重畳順序となるように配置し、天球面上の座標が割り当てられた複数の画像のうちの所定範囲を表示部における表示範囲として設定し、情報入力部から入力された情報に応じて表示範囲を移動させると共に、上記2つの画像のうちユーザに視認させる画像を、表示範囲が移動する方向に対応して変化させるものであることを明確にした。